

# 鳥取県自主防災組織等知事表彰要綱

## 第1 (目的)

自主防災活動に関し、特に優れていると認められる団体又は個人に対して知事表彰を行い、自主防災活動に貢献する団体や個人をたたえることにより、他の模範とすべき取組を広め、自主防災組織の充実強化並びに地域防災力の向上を図ることを目的とする。

## 第2 (定義)

自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成した組織で、平時には防災訓練の実施や防災資機材の点検等を行い、災害時には災害による被害を防止し、及び軽減するために、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う自主防災会、自衛消防団、自警団、自治会等の組織をいう。

## 第3 (表彰の対象)

表彰の対象は、次に定める団体又は個人とする。

### (1) 次のいずれかに該当し、その功績が優秀であると認められる自主防災組織

ア 災害による被害の軽減や拡大防止、被災者の安全確保や保護、被災地の応急復旧・復興、その他災害発生時の防災活動に貢献した団体

イ 地域の自主防災活動を通じて地域防災力の向上に貢献した団体

### (2) 次のいずれかに該当し、その功績が優秀であると認められる自主防災組織構成員

ア 災害による被害の軽減や拡大防止、被災者の安全確保や保護、被災地の応急復旧・復興、その他災害発生時の防災活動に貢献した者

イ 地域の防災リーダー等として、防災訓練の実施、防災講習の開催、消防団や女性防火クラブ等の関係団体及び関係者との連携強化、後継となる防災リーダーの育成、その他防災体制の整備や防災活動の充実への自主的な取組により地域防災力の向上に貢献した者

### (3) 次のいずれかに該当し、自主防災活動の推進に多大な貢献をし、その功績が優秀であると認められる団体又は個人（前2号に該当するものを除く。）

ア 災害による被災地の被害の軽減や拡大防止、被災者の安全確保や保護、応急復旧・復興、その他災害発生時の自主防災活動に対して支援活動を実施したもの

イ 自主防災活動の指導、地域防災活動に資する講習会の開催、その他防災思想の普及や防災知識の向上等への自主的な取組により自主防災活動に協力し、地域防災力の向上に貢献したもの

### (4) 次のいずれかに該当し、防災教育の推進に多大な貢献をし、その功績が優秀であると認められる団体又は個人

ア 学校や地域等における防災教育を通じて、幼児・児童・生徒の防災知識・技能の普及及び防災意識の啓発を図り、地域防災力の向上に貢献したもの

イ 防災教育に携わる人材の育成や防災教材の開発等、防災教育の推進に貢献したもの

## 第4 (表彰の種類)

表彰の種類は次のとおりとする。

### (1) 功績表彰

- 第3の(1)のア、(2)のア及び(3)のアに該当するもの  
(2) 功勞表彰  
第3の(1)のイ、(2)のイ、(3)のイ及び(4)に該当するもの

#### 第5 (活動年数等)

第3の(1)、(2)及び(3)の表彰は、次に該当する場合に行う。

- (1) 第3の(1)のア、(2)のア及び(3)のアの表彰  
表彰しようとする日の属する年度、当該年度の前年度及び前々年度に発生した災害における活動
- (2) 第3の(1)のイ、(2)のイ及び(3)のイの表彰  
表彰しようとする日において3年以上行っている活動

#### 第6 (被表彰候補者)

被表彰候補者は、推薦その他の方法により、広く自主防災組織の活動に関する情報を集め、決定する。この場合において、第3に掲げるものからの自薦を妨げない。

#### 第7 (被表彰団体等の決定)

- (1) 被表彰団体等は、審査会による審査を経て知事が決定する。  
(2) 被表彰者の数は、若干名とする。  
(3) 審査会の構成員は別に定める。

#### 第8 (顕彰及び協力)

知事表彰は、県が主催する防災関連行事等において顕彰するとともに、県の広報媒体を通じて活動内容を広く紹介するものとする。

また、表彰された団体又は個人には、自主防災組織の情報交換会における活動事例発表等を通じて、自主防災活動の推進に協力するよう要請するものとする。

#### 第9 (その他)

この要綱に定めるもののほか、鳥取県自主防災組織等知事表彰をするために必要な事項は、危機管理局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年8月29日から施行する。

この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

この要綱は、平成23年8月31日から施行する。

1 この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

2 この要綱による改正後の鳥取県自主防災組織等知事表彰要綱に規定する要綱の施行の日の属する年度(以下「施行年度」という。)に係る第3の(1)のア、(2)のア及び(3)のアに掲げる対象に係る表彰は、当該年度が施行年度、施行年度の前年度及び前々年度に発生した災害における活動である場合に行うものとする。

この要綱は、平成26年8月22日から施行する。